



平成24年3月30日

「事業所防災計画に関する告示」を一部改正

～東日本大震災の教訓を踏まえた帰宅困難者対策～

東京消防庁では、東京都が新たに制定した「東京都帰宅困難者対策条例」を踏まえ、帰宅困難者の発生抑制を主旨とした「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」の一部改正を行い、平成25年4月1日から施行することとしました。

今後、当庁では、多くの従業員等が勤務する消防法に定める防災管理者が必要な大規模な対象物（11階以上で1万㎡以上の建物など約1,800対象物）を中心に、震災対策促進用の冊子やDVDを活用しながら、従業員等の一斉帰宅の抑制などの帰宅困難者対策を積極的に促進していきます。

告示の改正概要は下記のとおりです。

改正告示の概要

事業所防災計画は、東京都震災対策条例第10条に基づき、地震の被害を軽減するため事業所単位で作成する防災計画です。都内の事業者は、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画について事業所防災計画に定めることとされています。

このたびの改正は、学識経験者等で構成された「事業所における帰宅困難者検討部会」（部会長：東京大学 山田常圭教授）における提言を踏まえたものです。

事業所防災計画に規定すべき事項として、次の事項を追加しました。

- 1 「震災に備えての事前計画」の項目
 - ① 家族等との安否確認のための連絡手段の確保に関すること。
 - ② 従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）の一斉帰宅の抑制に関すること。
- 2 「震災時の活動計画」の項目
 - ① 家族等との安否確認の実施に関すること。
 - ② 従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関すること。

問合せ先

東京消防庁（代）電話 3212 - 2111
防火管理課指導係 内線 5127
広報課報道係 内線 2345～2349